

- ## 消費生活センターの広域連携（長野地域連携中枢都市圏）

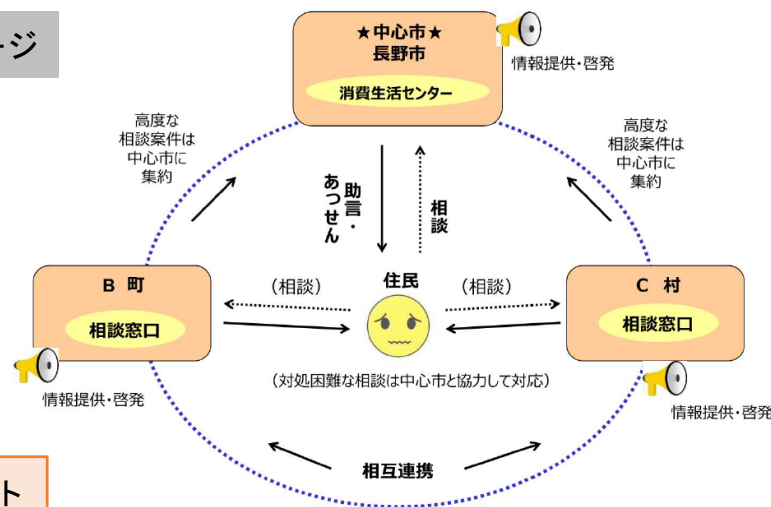
概要

※長野地域連携中枢都市圏における取組

- ・長野地域連携中枢都市圏（※）では、平成30年1月から、消費生活センターの広域連携を実施。
- ・長野市の消費生活センターに高度な相談案件を集約し（委託契約）、長野市及び連携町村の住民を対象とした消費生活に関する相談及び弁護士等の専門家による法律等の相談を処理。

※長野市（中心市）、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、
信濃町、小川村、飯綱町により構成。

連携のイメージ



事業のメリット

- ・ 単独で相談員の配置や消費生活センターを設置することが困難な町村の住民も、専門の相談員による相談を受けることができる。
- ・ 連携市町村でセンター設備や相談員を共有することで、それぞれが負担するコストの軽減が期待できる。

出典：長野市作成資料をもとに事務局作成

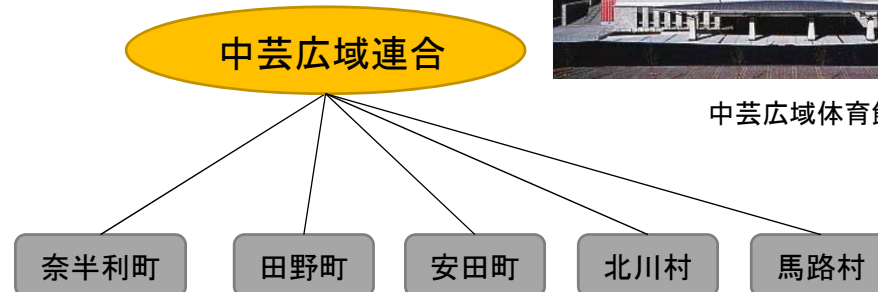
広域連合による公立体育館の設置（中芸広域連合）ちゅうげい

概要

- 中芸広域連合（構成団体：高知県奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村）は、平成10年7月に設立され、消防・救急、し尿処理、介護保険・保健福祉、広域ゴミ処理施設や広域火葬場、広域体育館の設置・管理・運営等に関する事務を実施。



中芸広域体育館



事業のメリット

- ・中芸広域体育館は、よさこい高知国体（平成14年）のバレーボール競技が中芸5か町村で開催されることから、競技開催基準を満たす体育館として平成13年に竣工。
- ・現在は、高知県県東部で最大規模の広さを誇る施設であり、地域住民の健康の増進やスポーツ・文化の振興などに役立っている。
（H30年度使用実績：アリーナ8,056人、トレーニング室7,000人）

出典：中芸広域連合HPをもとに事務局作成

施設の共同整備・活用②（県と市の文化施設の集約化）

- 都道府県と市町村がそれぞれの施設を集約化して共同で整備することによって、整備費や管理運営費の削減とともに、より高い効果の発揮を目指す事例がある。

事業の概要

「県・市連携文化施設整備事業」 ※R1.11時点 秋田県（人口96.5万人）、秋田市（人口30.6万人）

秋田県と秋田市は、文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備。

事業のポイント

老朽化



秋田県民会館

老朽化



秋田市文化会館

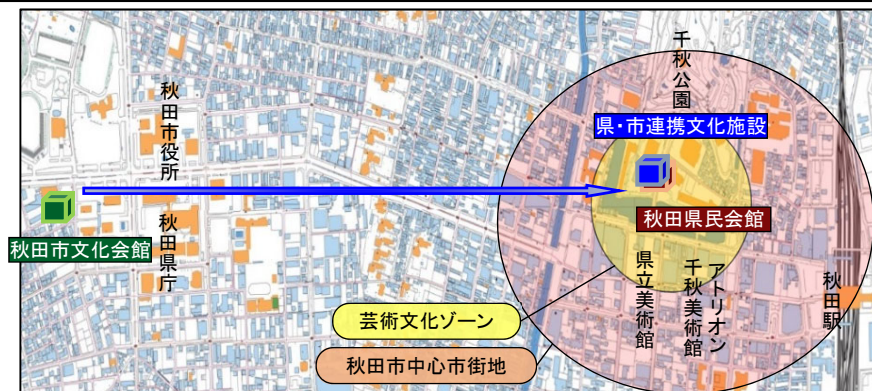
県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明（H25.4）
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結（H29.1）

県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担



完成イメージ図



県・市連携文化施設

集約化

事業年度：平成29～令和3年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

（延床面積）

計：23,588㎡ → 22,653㎡

（県：9,304㎡
市：14,284㎡）

※約4%減少

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

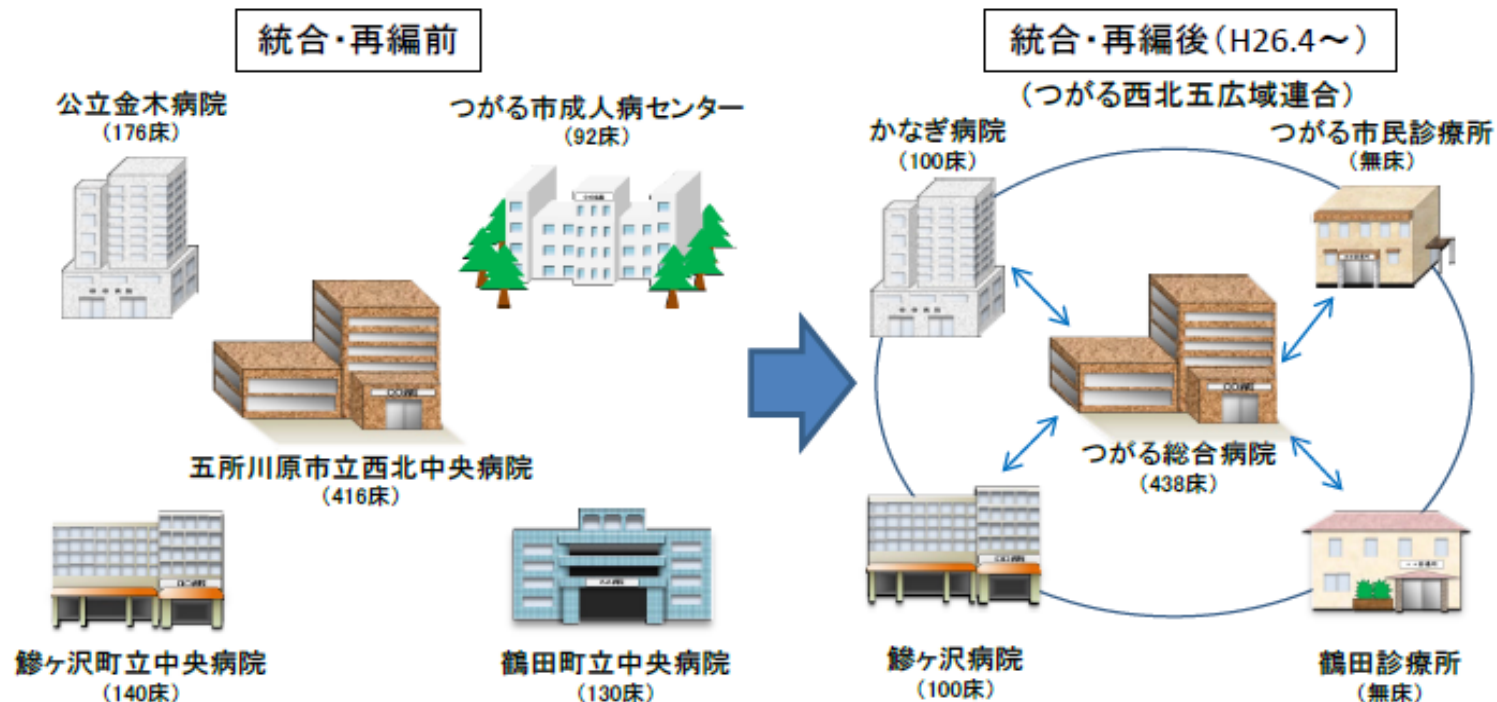
施設の共同整備・活用③（公立病院の再編・ネットワーク化）

- 公立病院の再編・ネットワーク化の取組として、自治体間の広域連携により、病院を統合・再編し、医師数の増加を図るなど必要な医療提供体制の確保を実現するとともに、経営改善を図る事例がある。

せいほくご

基幹病院・サテライト型（青森県西北五医療圏の例）

※五所川原圏域定住自立圏における取組



<取組による主な効果>

- ・ 広域連合内の医師数が増加 (50名 (H23) → 61名 (H26)) するとともに、中核病院の診療科が充実 (16診療科 → 21診療科)。
- ・ 関係医療機関において患者情報を共有し、切れ目ない医療提供を実現。

統合型（兵庫県三木市・小野市の例）



<取組による主な効果>

- ・ 医師数が増加 (62名 (H24) → 88名 (H25)) し、診療科が充実 (21診療科 → 33診療科)
- ・ 休止・縮小していた分娩や小児救急を開始・拡充するなど、必要とされる地域医療を確保。

インフラの共同整備・活用（下水道事業の広域化・共同化）

- 下水道事業の広域化・共同化の取組として、市町村間の広域連携により、汚水の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理などにより運営の効率化を図る事例がある。

ICT活用による下水処理場の効率管理（山形県新庄市ほか6町村）

- ・ 新庄市と周辺6町村で「最上圏域下水道共同管理協議会」（地方自治法上の管理執行協議会）を設置（事務局：新庄市）
⇒ 6町村の処理場を光回線で結び遠方監視するとともに、中核処理場の水質試験室を共同で利用

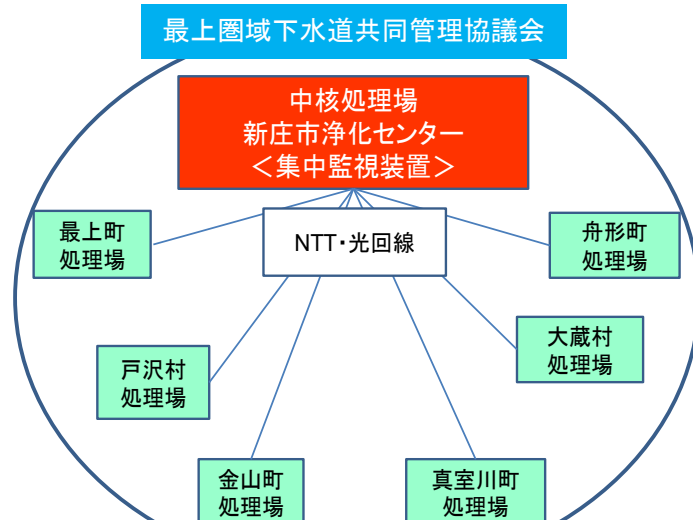
※新庄最上定住自立圏における取組

ICT活用による集中管理

- 維持管理業務を共同実施することで、**年間約32百万円の人件費等の削減効果※**がある

- ・ 共同実施した場合、約117百万円／年
- ・ 単独実施した場合、約149百万円／年

※保守点検運転操作業務、運転操作監視業務、水質試験業務を含む維持管理業務の試算額。



汚水処理の共同化（北海道旭川市ほか5町）

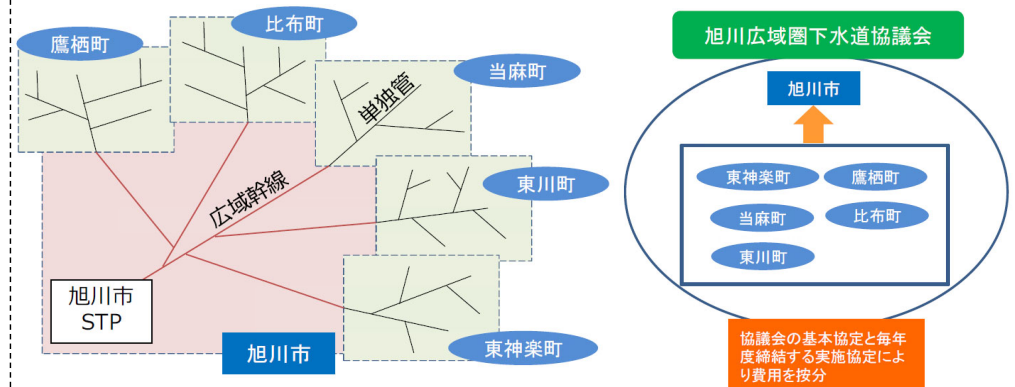
- ・ 旭川市と周辺5町で「旭川広域圏下水道協議会」（任意の協議会）を設置（事務局：旭川市）
⇒ 周辺5町が旭川市との行政界まで管渠を敷設し、旭川市内の広域幹線は水量按分での費用負担により旭川市が事業主体となって建設・管理（委託契約）。周辺5町の汚水は広域幹線を経由して、旭川市公共下水道の下水処理センターで処理。

※上川中部定住自立圏における取組

汚水処理の共同処理

- 汚水処理を共同化することで、以下のようなメリットがある。

- ・ 5町の処理場が不要 → 建設・維持管理コストの低減、水質管理の集約化
- ・ 5町の処理場管理職員の削減 → 人件費の削減等



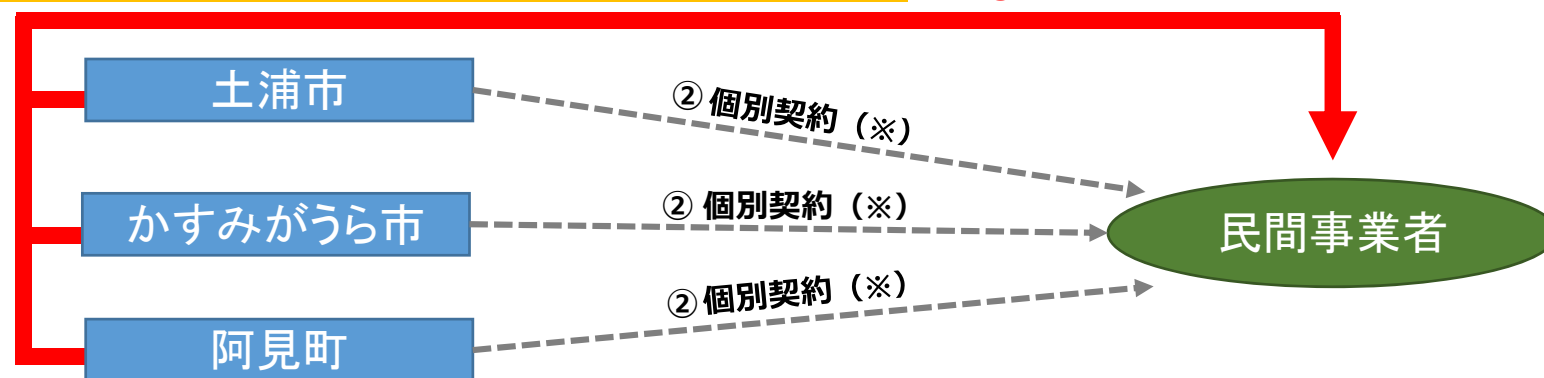
出典：国土交通省『下水道事業における広域化・共同化の事例』

共同での公共私連携①（インフラの維持管理①：営利法人）

- コスト削減や効率化のため、市町村間の広域連携により、インフラの維持管理を民間事業者^{あみまち}に共同発注・一括契約している事例がある。
- 茨城県土浦市、かすみがうら市、阿見町では、コスト削減を図る観点から、上下水道料金収納業務等の委託事業者を共同発注（共同で業者の選定を行い、契約は個別に締結）。
- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する事務を富山県南砺市に委託し、同市が一括契約。

茨城県土浦市、かすみがうら市、阿見町の事例

① 共同で選定

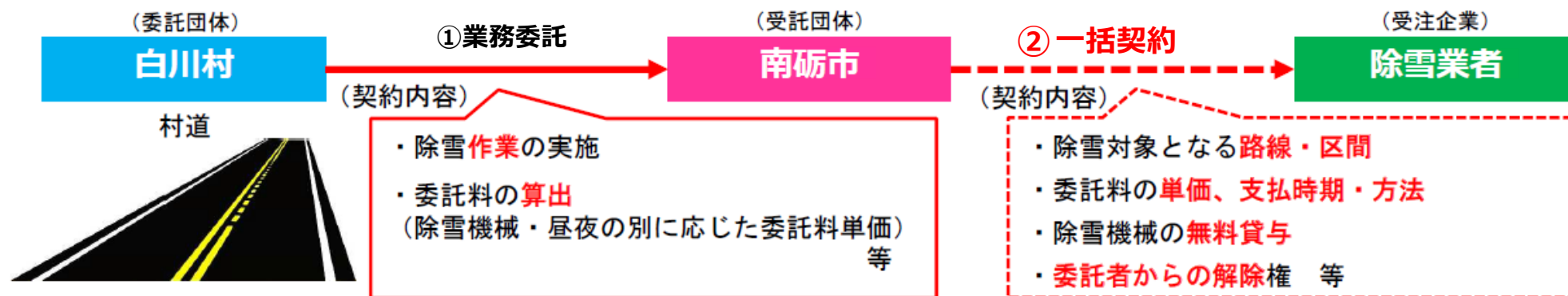


※委託内容
⇒上下水道に係る以下の業務

- ・料金収納業務
- ・受付業務
- ・開閉栓業務
- ・検針業務
- ・調停業務 等

出典：厚生労働省『新水道ビジョン推進のための地域懇談会（関東地域）』（平成28年8月5日）資料をもとに事務局において作成

岐阜県白川村の事例



出典：国土交通省 建設産業政策会議 地域建設業WG（第3回）資料を一部加工

共同での公共私連携②（インフラの維持管理②：営利法人）

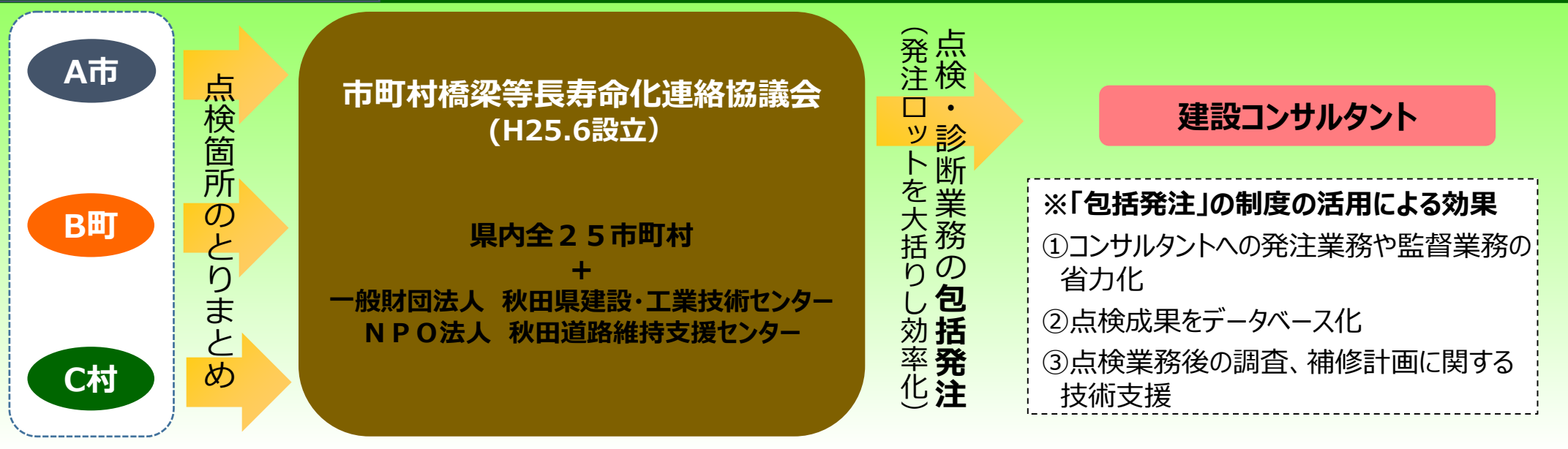
- 専門性の確保が必要なインフラの維持管理については、複数の市町村による共同発注・一括契約について県が枠組み形成を支援している事例がある。
- 秋田県では、県の支援を受けて、県内全市町村と一般財団法人「秋田県建設・工業技術センター」、NPO法人「秋田道路維持支援センター」が「市町村橋梁等長寿命化連絡協議会」を設立（平成25年6月）。同協議会では、平成26年度から、技術職員不足等の課題を抱えている市町村が、道路施設のメンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を適切に実施するため、各市町村の道路施設点検を集約して発注する「包括発注」を実施。
- 特に市町村の人手不足や事業規模が不足することに伴う受託事業者の確保困難を防止することに効果。

課題と取組状況

- ✓ 県内の全橋梁12,047橋のうち、約 7 割にあたる8,699橋が市町村管理（H31.3時点）。
- ✓ 管理施設数が多い市町村では、技術職員の不足、財源の確保が課題。
- ✓ H26年度から橋梁・トンネル等の大型構造物について、5年に1回の近接目視点検が義務化。



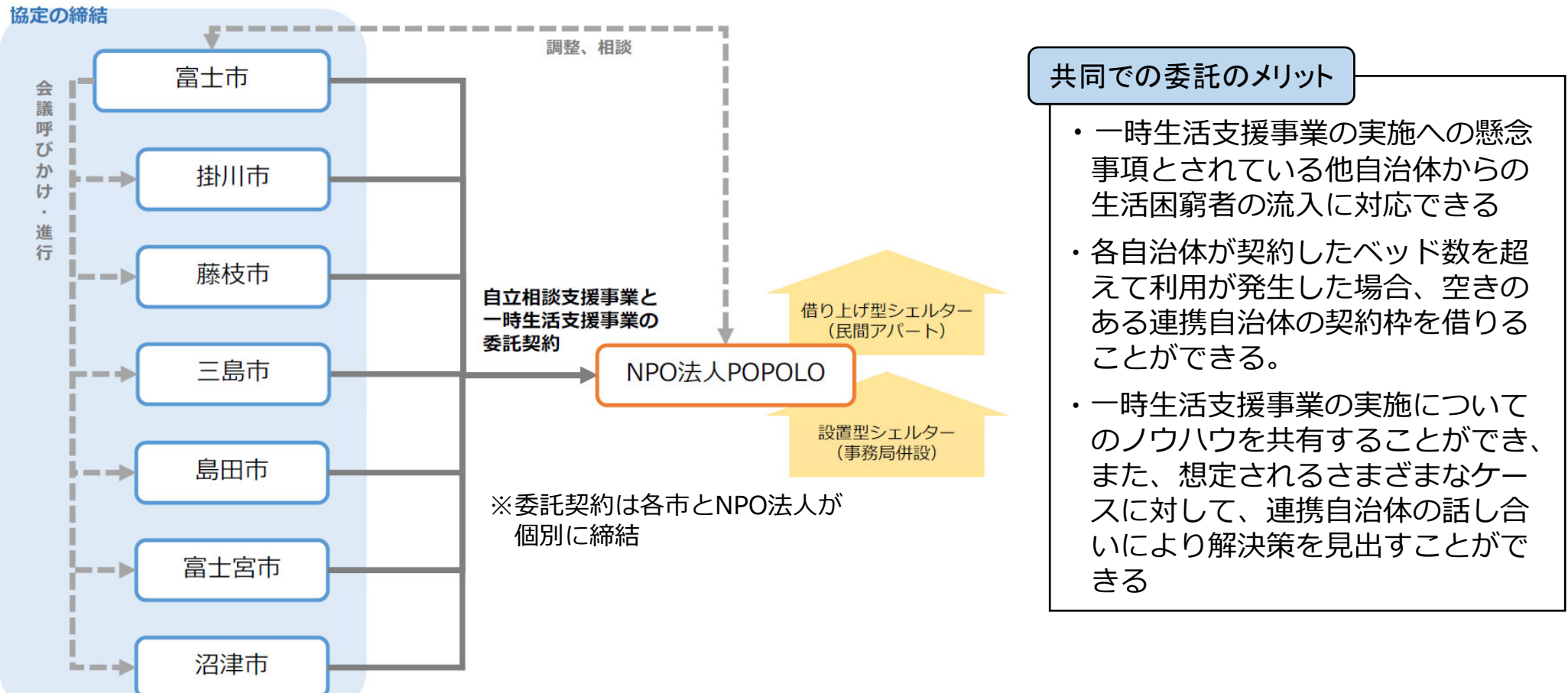
点検業務の効率化



共同での公共私連携③（生活困窮者支援事業：非営利法人）

- 市町村間の広域連携の取組に際しても、公共私連携によって地域の課題に対応している事例がある。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置市町村・県が実施する就労準備支援事業、一時生活支援事業等（任意事業）については、実施率が一定割合にとどまっている（例：平成30年度 就労準備支援事業48%、一時生活支援事業31%）。
- 静岡県富士市ほか12市（※）は、広域的な課題への対応、コスト削減、事業実施ノウハウの蓄積などの観点から、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と一時生活支援事業を共同で同一のNPO法人に委託。

※静岡県富士市、掛川市、藤枝市、三島市、島田市、富士宮市、沼津市、熱海市、焼津市、伊豆市、伊東市、御殿場市（令和元年度4月時点）

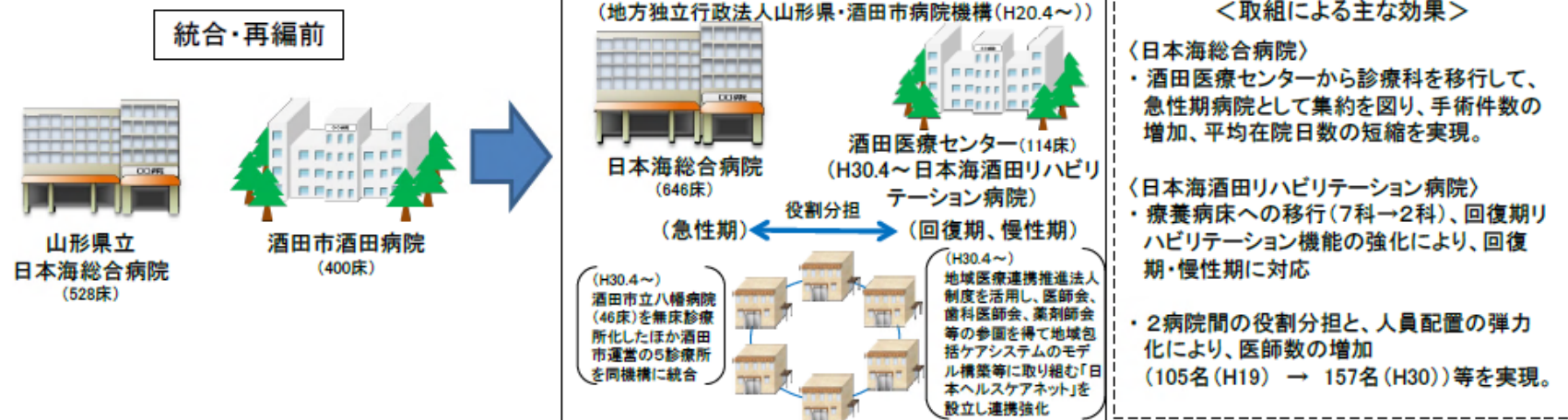


※平成28年4月以降、熱海市、焼津市、伊豆市、伊東市、御殿場市が参加

地方独立行政法人の共同設立

- 地方独立行政法人は複数の自治体が共同で設立することも可能。
- 山形県と酒田市は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構を共同設立。県立病院と市立病院を統合・再編し、2病院間の役割分担と人員配置を弾力化。
- また、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村は、諏訪広域公立大学事務組合を設立し、組合として公立大学法人公立諏訪東京理科大学を(単独)設立。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の設立



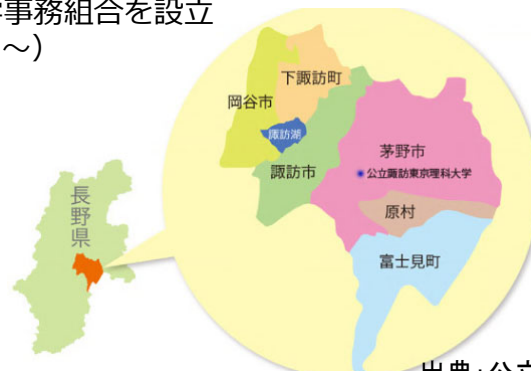
出典：総務省「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会 報告書」(平成29年12月)

公立大学法人公立諏訪東京理科大学の設立

<経緯>

- ・ 諏訪地域6市町村(岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)は自然環境や歴史的背景から一体的に発展してきた。
- ・ 東京理科大学諏訪短期大学の設置(平成2年)や、諏訪東京理科大学への改組(平成14年)にあたり、諏訪地域6市町村を挙げて取り組んできた。

諏訪地域6市町村が、諏訪広域公立大学事務組合を設立
(H29.4.1～)



組合が平成30年4月1日に「公立大学法人公立諏訪東京理科大学」を設立し、同日付けで同法人が「公立諏訪東京理科大学」を開学



出典：公立諏訪東京理科大学HP、諏訪広域公立大学事務組合HP、「今後の諏訪東京理科大学のあり方に関する報告書」、諏訪広域連合広域計画

窓口関連業務を処理する地方独立行政法人と他の市町村による共同活用

- 第31次地方制度調査会答申を踏まえ、地方独立行政法人法の改正により、平成30年(2018年)4月から、地方独立行政法人が窓口関連業務を実施可能に。民間委託ができない「公権力の行使」にわたる事務(一部)を含め、一連の事務を実施することが可能。
 - 複数市町村による共同設立のほか、自らは設立せず、連携中枢都市圏の中心市等が設立した地方独立行政法人を活用することも可能。
- ⇒ 現時点では地独法化まで至った事例はないが、掛川市では、周辺自治体との共同化を視野に窓口関連業務に係る地方独立行政法人の設立を検討(平成30年度総務省業務改革モデルプロジェクト)。

